

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp



県土整備部長賞

工 事 名 : 平成22年度道路受託第01-3号

稲葉崎平原線 安賀多橋 地覆高欄工事(その1)

施 工 者 : 株式会社 伊東組

工事概要 : 安賀多橋

地覆・高欄工 L=260.6m

歩道舗装工(特殊ブロック) A=827㎡

発 注 者 : 延岡土木事務所

取組の概要

道路利用者の立場で、より使いやすい施設を提供するための積極的な提案が行われました。

15社からなる安全協議会の会長として、毎週の会議や、工程管理調整、積極的な安全指導などに中心的な役割を發揮しました。

また、部材厚の薄いコンクリート壁を施工するに当たり、ひび割れ防止など品質向上のための積極的な対応が評価されました。

3

2013.MAR

No.461

目 次

◇平成25年3月、4月の行事予定	1
◇県協会会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第11回常務理事会を開催	3
2. 第11回宮崎県県土整備部との意見交換会	4
3. 平成24年度第2回理事会報告	5
4. 各地区建設業協会女性部研修会を開催	6
5. 各地区建設業協会女性部が県土整備部長を表敬訪問	7
6. 平成25年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について	8
◇雇用改善コーナー	
1. 障害者の法定雇用率が引き上げられます！	9
2. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金	10
◇協同組合	
1. 金融事業のご案内	12
◇技士会	
1. 平成25年度1級（学科）・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	13
2. 平成25年度1・2級土木施工管理技術検定試験の願書受付について（お知らせ）	13
3. 2級土木施工管理技術検定の合格発表	14
4. 平成25年度監理技術者講習の日程のお知らせ	15
◇建退共	
1. 建退共Q & A（退職金の請求）	16
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）	17
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（1月分）	17
◇建災防	
1. 建設業年末一斉監督指導結果について（宮崎労働局発表）	18
2. 平成24年度建設業年度末労働災害防止強調月間について	19
◇火薬保安協会	
1. 平成25年の火薬類保安講習会の開催について	21
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（1月分）	22
2. 中間前払金制度のご案内	23

平成25年3月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金	宮建協各地区事務局長会議	建災防全国事務局長会議（東京） 基金企業年金連合会支払保証事業運営委員会（東京）	
2	土			
3	日			
4	月		車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（9日まで清武）	
5	火			
6	水		基金代議員会	
7	木			
8	金			
9	土			
10	日	平成24年度下期建設業経理検定試験		
11	月			
12	火	全国技士会要望活動（東京）		
13	水	全国建設業協会協議員会（東京）	建退共本部運営委員会・評議員会（東京）	
14	木	九州技士会事務局長会議（福岡）	建災防本部理事会（東京）	
15	金			
16	土			
17	日			
18	月	宮建協土木労務委員会	基金納入告知書発送	
19	火	宮建協常務理事会、県土整備部との意見交換会	災防団体連絡協議会（宮崎） 基金九総協役員会（福岡）	火薬保安協会理事会（表彰審議）
20	水	春分の日	春分の日	春分の日
21	木		建退共全国事務局長会議（東京）	
22	金	全国建設業協会専務・事務局長会議（東京）		
23	土			
24	日			
25	月			
26	火	宮建協正副会長会と県政記者クラブとの意見交換会		
27	水	九建協九州地方整備局と各県協会長との意見交換会（福岡）		
28	木			
29	金			
30	土			
31	日			

平成25年4月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	月			
2	火			
3	水		熱中症予防指導員研修（清武）	
4	木			
5	金		小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育（6日まで清武）	
6	⊕			
7	Ⓜ			
8	月			
9	火		型枠支保工組立て等作業主任者技能講習（10日まで延岡）	
10	水			
11	木			
12	金		ローラー運転業務特別教育（13日まで延岡）	
13	⊕			
14	Ⓜ			
15	月		基金九総協総会役員会（福岡）	
16	火		基金納入告知書発送 職長・安全衛生責任者教育（17日まで清武）	
17	水			
18	木			
19	金		基金九地協事務職員研修会（沖縄） 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（20日まで清武）	
20	⊕			
21	Ⓜ			
22	月			
23	火	宮建協常務理事会（仮）	足場組立て等作業主任者技能講習（24日まで延岡）	
24	水			
25	木			
26	金	延岡地区協会通常総会	高所作業車運転技能講習（27日まで清武）	
27	⊕			
28	Ⓜ			
29	Ⓜ	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	火			

県協会 会員の動き（1月30日～2月28日）

【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
日 南	(株)熊田原工務店	代表者	熊田原 正 一	熊田原 百合子

【退 会】

地区名	会社名	代表者名
都 城	(株)西田工務店	西田 克彦

宮崎県建設業協会

1. 第11回常務理事会を開催

平成25年2月12日（火）午後1時30分、建設会館2階「委員会室」において、河野・竹尾常務理事を除く9名出席のもと、第11回常務理事会が開催された。

開会にあたり永野会長から「本日の県との意見交換会では補正予算対策として、業界が受注できるよう配慮を求めるため、積極的な発言をお願いしたい。」と挨拶があり、議事に入った。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

桺村事務局長が資料1に基づき、今回は意見交換会の議題が3点あることを説明して審議を行った。

平成26・27年度格付けと地域要件については、現行からの変更を希望しないことを決定した。

電子納品試行導入については、アンケートの調査結果、実施賛成は過半数だったが、準備期間に半年以上を要するとの回答が8割を占めたため、発注当局に対応方法を十分検討してもらってから試行開始を要望することが決定した。

本年度末で終了する県の公共事業における経済・雇用対策については、新年度での対策継続と最低制限価格の引き上げを要望することが決定された。

議題2 平成25年度全建協会長表彰の各地区協会の推薦について

大谷課長が資料2に基づき、各地区協会から個人10名、会社12社が推薦されたことを説明、いずれも推薦基準を満たしていることを報告して承認された。

議題3 一般社団法人移行手続きについて

桺村事務局長が資料4に基づき、一般社団法人移行を4月1日（月）に予定通り行うこと。本会が従来から行っている事業のうち5事業を公益目的の継続事業とし、6年間で公益目的財産（正味財産額約4億円）を消化することを説明した。そのうえで、移行申請について承認を得るための理事会を2月19日（火）に招集することを諮って承認された。（上記については、継続事業を再検討したことによって当初の計画より遅くなった。）

議題4 九州地方整備局との意見交換会について（報告）

岡田専務が資料5に基づき、「15ヶ月予算における公共事業執行に係る問題・提案（概要）」について、九州建設業協会と九州地方整備局との意見交換会が2月7日（木）に開催され、九州建設業協会からは6項目の提案を行って回答を得たことを報告した。

議題5 宮崎県議会自民党会派との意見交換会について

桺村事務局長が資料6に基づき、2月18日（月）に開催される意見交換会について説明を行った。議会の要請により入札制度改革アンケートの回収率を高めたが、前回と同じく協会の総意として3,000万円未満の工事とすべての災害工事について指名競争入札を希望することが確認された。

議題6 建設業福祉共済団特別助成の申請について

大谷課長が資料7に基づき、都城地区協会から申請された建設会館の補修について、建設業福祉共済団に特別助成を申請することを諮り承認された。

議題7 その他



永野会長挨拶



常務理事会

(1) 平成25年度災害時協力会社の募集について

岡田専務理事が、追加資料に基づき、宮崎河川国道事務所から平成25年度災害時協力会社の募集について情報提供依頼があったことを報告した。

(2) 佐藤のぶあきポスター（室内用）送付について

大谷課長が資料8に基づき、今夏の参議院議員選挙に係るポスター配付を諮り承認された。

議題8 次回常務理事会の開催日について

永野会長が、次回常務理事会を3月19日（火）午後1時30分に開催することを報告して承認された。

また、事務局からの発案で4月の常務理事会の日程を諮ったところ、4月23日（火）が予定日（仮日程）になった。

以上、すべての議題を協議して終了した。

2. 第11回宮崎県県土整備部との意見交換会

平成25年2月12日（火）午後3時00分、建設会館5階「会議室」において、第11回意見交換会が開催された。

出席者については下記のとおり。

◇**県土整備部**

管 理 課：江藤部参事兼課長、田村課長補佐、高妻主幹、串間主幹、宮田主査、平井主査、河野主任技師

技術企画課：前田課長、木下課長補佐、森主幹、原口主幹、岩切主幹、日高主査

◇**宮崎県建設業協会**

常務理事会：永野会長、山崎・川上・谷口副会長、堀之内・淵上・林・仁科・甲斐常務理事

事 務 局：岡田専務理事、樫村事務局長、東・林田・大谷課長

開会にあたり永野会長から「来週から県議会が開会されるが景気対策としての補正予算がどのようになるか注目したい。九州地区で技術者、資機材等の調査をしたが、主な工種で逼迫するとの結果であった。国交省との意見交換会では条件緩和の話も出た。県には豊作貧乏にならないように全体的な発注の標準化をお願いしたい。」と挨拶し、続いて、江藤管理課部参事兼課長より「補正予算はまだ県まで来ておらず待機中である。今年になって知事以下上京をしており、執行部としても円滑な執行ができるように内部で検討中である。協会をはじめ意見をいただきながら対応したい。」と挨拶された。

議事に移り、永野会長が議長になり進行した。

前回からの検討事項であった県の提案等に対して、永野会長が報告を行った。

(1) 前回の意見交換会の提案事項であった平成26～27年度の格付けと地域要件については、現行からの変更を希望しない。

(2) 電子納品については実施賛成が過半数だったが、準備期間に半年以上を要するとの回答が8割を占めたため、対応方法を十分検討してもらったからの試行開始を要望する。

(3) 公共事業における経済・雇用対策について、対策の継続と最低制限価格の引き上げを要望する。

これに対し、江藤管理課部参事兼課長より

(1) 格付けについては、意見を参考に検討して、新年度早々に結論を出したい。私見ではあるが、現行に問題と混乱がないため暫く現行を検証してからでも良いのではないかと。



永野会長挨拶



江藤部参事兼課長挨拶

(2) 電子納品については、アンケートのデータを活かして、準備と執行に向けて間違いのないようにやりたい。同じく私見ではあるが、忙しくなる時期にバタバタしてやる必要は感じない。

(3) 経済雇用対策は事実上数年間続いているが、時限的なものか、恒常的なものか、また来年度どうするかも決まっていない。国の経済対策を考慮して対応する必要がある。私見ではあるが、最低制限価格を引き下げる必要は感じていない。しかし、引き上げをするには理由付けが困難である。

上記含め、本会の意見と県の回答は次のとおりである。

① 2%のインフレ目標に応じた最低制限価格の検討枠もあって良いのではないかと。

県―国の指導があるが、最低制限価格より予定価格のほうが余地はある。

② 歩掛かりは県単独で変更できるのか。

県―単独では困難である。見積もりをとる等、標準設計から踏み込んだ現場に合った設計が必要である。

③ 発注者も勉強するために電子納品の提案がなされた訳だが、アンケート結果をみてどう思うか。

県―アンケートの結果をみて、準備の必要性を感じた。

県―個別に協議をして、合意できたものを試行する方法もある。

④ 補正予算に対応した配置予定技術者の条件緩和をお願いしたい。

県―国が大震災地域で実施している、半径5km以内の同種工事での兼務は、県も同じ扱いである。

⑤ 主任技術者と現場代理人の兼任ができるようお願いしたい。

県―現場代理人の常駐の検討が必要なのか、今まで出たことのない話である。

⑥ 労働者と資材の確保が問題になるときに、最低制限価格が上がらないのは残念である。本当の意味の経済雇用対策として、受注者が次の対応ができるための適正な利益を考えてもらいたい。

県―一般競争入札になって落札率は80%台まで落ちた。その後の調整と経済対策で90%まで引き上げた。

⑦ 工事が増えると技術者に余裕のないB・Cクラスの入札で不調が起こりえる。3ヶ月間の雇用条件の緩和をお願いしたい。

⑧ 指名競争入札をお願いしたい。

⑨ 工事案件の増加が予想されるが、入札参加条件の緩和をお願いしたい。

⑩ 電子納品は発注者と受注者の双方が勉強することが大切である。

⑪ 電子納品はハード、ソフト、人件費等経費がかかるため、準備期間中の周知が必要である。

⑫ 電子納品は、国の工事をしていない業者は必要性がないわけで、アンケート結果は将来も変わらない。

以上、意見交換会を終了した。



意見交換会

3. 平成24年度第2回理事会を開催

一般社団法人への最終的な申請のため開催された第2回理事会は2月19日（火）、宮崎県建設会館5階「会議室」において役員37名（理事36名監事1名：全理事の75.0%）が出席して開催された。

一般社団法人移行については、事務局において、昨年中までに目途がついていたが、公益目的支出計画の期間を再検討し、それに伴い継続事業の見直しを行ったため、当初計画より遅れることとなった。

当日審議した議案は

- 1 一般社団法人への最終申請について
また、報告事項として



永野会長挨拶

2 一般社団法人宮崎県建設業協会定款（案）について

3 その他

が審議され、原案のとおり全会一致で承認された。



理事会①



理事会②

4. 各地区建設業協会女性部研修会を開催

平成25年2月26日（火）午後11時00分、建設会館2階「委員会室」において、本会で初めての試みとなる女性部の研修会が開催された。

開催経緯に至っては、一部の地区協会に存在する女性部より、他地区の女性部との交流を目的とした活動状況等の情報交換を行いたい旨、本会へ依頼があり実施するにいたった。

開催にあたり、岡田専務理事より、「現在、女性部は7地区が活動中であり、4地区が解散（解散状態含む）している。この研修会を定例会にして4地区の女性部が復活することを期待したい。本日は建設技術推進機構の児玉理事長に講演をお願いしており、また、午後から県土整備部長に表敬訪問を予定しているが、将来的には女性部の活動報告をかねて知事と部長への表敬を定着させたい。」と挨拶された。

続いて、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構児玉理事長にも挨拶をいただき、「女性部の研修会にお声掛けをいただき感謝する。今回が初めての研修会だが、女性のパワーは強い影響力を持つため、これから地区の活動が活性化することを期待したい。」と挨拶された。

出席者については、次のとおり。

日南地区…川崎部長 川畑副部長

串間地区…谷口部長 山口副部長 津曲書記 畑山監事

都城地区…宮島部長 森会計

高鍋地区…横田部長 桑原次期部長

日向地区…西村部長 岩本副部長 黒木会計 以上13名

※今回、小林・延岡地区については、日程の調整ができず、欠席となる。

(1) 女性部の現状

大谷課長が資料1に基づき、各地区の女性部の現状を説明した。

(2) 活動報告

資料2に基づき、各地区の女性部会長が活動報告を行った。

日南地区…ボランティア活動で実施する飢肥城清掃はNHKで放送。

串間地区…10以上の活動を実施。串間の道を考える女性の会のボランティア活動が活発である。
土木事務所との意見交換も実施。

都城地区…マイバック活動や講演等も実施。講演については、100名の参加者を目標に、非会員へも参加の案内。口蹄疫後中断しているミニバレー大会の復活を望む声が大い。

高鍋地区…ボランティア活動と親睦会を定期的に実施。

日向地区…講演会等を定期的に実施。

(3) 意見交換

意見交換会では、活動報告のほかに、役員の任期や会費及び親会からの補助金等の活動資金、組織運営上の問題点について、活発な意見交換がなされた。

(4) 研修・・・児玉理事長講演

女性部の要望活動に同伴して分かったが、女性は大臣に対しても一人一人がはっきりものを言うため強い印象を与える。女性部の方々が、道路促進や陳情・要望等様々なケースで活躍することが業界の発展につながる。

来年度以降も補正予算により、防災・減災対策の公共工事が増加するため、マスコミ対策と県民の賛同を得ることが重要である。

入札制度について、県議会の自民党会派がP Tを作っており、今までとは違うことを期待したい。

河野知事是对話と協働を基本としているが、公共工事においては発注者と受注者はパートナーの関係にある。今後、女性部には土木事務所とのつき合いを深めていただきたい。

以上、研修会を終了した。



女性部研修会



講演（児玉理事長）

5. 各地区建設業協会女性部が県土整備部長を表敬訪問

平成25年2月26日（火）、前記研修会終了後、午後1時から、研修会参加者全員で県土整備部長を訪問し、濱田部長ほか幹部と懇談を行った。

谷口部長が代表して第1回研修会の報告を行い、懇談に応じていただいたことに対してお礼を述べた。

濱田部長より、「女性部の活動に期待感を持っている。一部の女性部のみ出先機関との意見交換を行っているみたいだが、土木事務所との意見交換も活発に実施していただきたい。今後、最低1回は本庁とも意見交換を実施したい。」と挨拶され、終始、和やかな懇談となった。

◇県土整備部対応者

濱田県土整備部長

坂本・大田原・井上県土整備部次長

江藤部参事兼管理課長、前田技術企画課長



濱田部長挨拶



懇談

6. 平成25年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について

(指定管理者：学校法人 宮崎総合学院)

平成 25 年度の産業開発青年隊隊員を次のとおり募集いたします。

◎選考試験日・受験願書受付期間及び選考試験会場等

項 目	内 容			
募集定員	課 程	定 員		
	施工管理課程	40 名 (男・女)		
	専 攻 課 程	20 名 (男・女)		
	計	60 名 (男・女)		
選考試験の区分	選考試験日	発表日	受験願書受付期間	選考試験会場
推薦選考試験 募集定員 (施工管理課程 24 名) (専攻課程 12 名)	平成 24 年	平成 24 年	平成 24 年 9 月 10 日 (月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)
	10 月 6 日 (土)	10 月 12 日 (金)	平成 24 年 10 月 1 日 (月)	
一般選考試験 I	平成 24 年	平成 24 年	平成 24 年 11 月 1 日 (木)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊) 宮崎県延岡総合庁舎
	11 月 24 日 (土)	11 月 30 日 (金)	平成 24 年 11 月 19 日 (月)	
一般選考試験 II	平成 25 年	平成 25 年	平成 25 年 1 月 15 日 (火)	〃
	2 月 9 日 (土)	2 月 15 日 (金)	平成 25 年 2 月 4 日 (月)	
一般選考試験 III	平成 25 年	平成 25 年	平成 25 年 3 月 4 日 (月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)
	3 月 22 日 (金)	3 月 25 日 (月)	平成 25 年 3 月 18 日 (月)	

※各課程とも定員に充足次第募集を中止致します。

選考試験概要 (各会場共通)

推薦選考試験		一般選考試験	
受 付	10 : 00 ~ 10 : 20	受 付	10 : 00 ~ 10 : 20
説 明	10 : 20 ~ 10 : 30	説 明	10 : 20 ~ 10 : 30
面 接	10 : 30 ~ (1 人 10 分程度)	作 文	10 : 30 ~ 11 : 30
		面 接	11 : 40 ~ (1 人 10 分程度)

◎応募資格 I (入隊資格) 【(各課程共通：原則として、県内在住者又は県内出身者とする。)

昭和 56 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者 (平成 25 年 4 月 1 日現在で、18 歳以上 30 歳以下)】

1 施工管理課程 (教育訓練期間は 4 月から翌年 2 月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (卒業見込みの者) 又は、これと同等の学力を有すると認められる者。

2 専攻課程 (教育訓練期間は 4 月から翌年 2 月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (卒業見込みの者) 又は、これと同等の学力を有すると認められる者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者。

◎応募資格 II (選抜方法)

1 推薦選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。
- 2) 高等学校を卒業見込みの者で、進学用調査書において出席率が 95% 以上であり、合格した場合入隊することを確約できる者。

2 一般選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。

雇用改善コーナー

1. 障害者の法定雇用率が引き上げられます！

事業主のみなさまへ

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意くださいますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出

など



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(LL240620障01)

2. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金

平成 24 年 4 月 1 日現在

1. 労働者を新たに雇い入れる場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
特定就職困難者雇用開発助成金 (特定求職者雇用開発助成金)	障害者、高齢者(60～64歳)等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	【高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 対象者1人につき、90万円(短時間労働者(※)は60万円) 【身体・知的障害者(重度以外)】 対象者1人につき、135万円(短時間労働者(※)は90万円) 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 対象者1人につき、240万円(短時間労働者(※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
高齢者雇用開発特別奨励金 (特定求職者雇用開発助成金)	65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により所定労働時間が週20時間以上の1年以上雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	対象者1人につき、90万円(短時間労働者(※)は60万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	派遣先である事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に派遣先である事業主に対して助成	【期間の定めのない雇用の場合】 対象者1人につき、100万円 【有期雇用の場合】 対象者1人につき、50万円	都道府県労働局 ハローワーク
試行雇用奨励金	職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層等についてトライアル雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額4万円(最長3か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金	大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人又は被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を出し、正規雇用した事業主に対して助成	対象者1人につき、100万円(1事業所につき1人まで)、震災特例の場合120万円(1事業所につき震災特例対象者10人まで)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金	中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用での育成を経て正規雇用に移行させた事業主に対して助成	【有期雇用期間】 対象者1人につき、月額10万円(最長3か月間) 【有期雇用終了後に正規雇用に移行させた場合】 対象者1人につき、50万円(震災特例の場合60万円)	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者等 ステップアップ雇用奨励金	週20時間以上の就業を目指す精神障害者及び発達障害者についてステップアップ雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額2万5千円(最長12か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
発達障害者雇用開発助成金	発達障害者をハローワークの職業紹介により常勤労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者(※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
難治性疾患患者雇用開発助成金	難病のある人をハローワークの職業紹介により常勤労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者(※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者雇用安定奨励金	精神障害者を新たに雇い入れ、又は休職者を職場復帰させ、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った場合に助成	【精神障害者支援専門家活用奨励金】 専門家の雇入れ1人につき180万円(短時間労働者は120万円)(ただし、賃金額が上限) 専門家の委嘱1回につき1万円(1年間24回を上限) 【社内精神障害者支援専門家養成奨励金】 精神保健福祉士等の受験資格を得る講習に要した費用の2/3(上限50万円) 【社内理解促進奨励金】 精神障害者の支援に関する知識を習得する講習に要した費用の1/2(1回あたり上限5万円) 【ピアサポート体制整備奨励金】 社内の精神障害者を精神障害者の雇用管理に関する業務の担当者として配置した場合5万	都道府県労働局 ハローワーク
障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	障害者雇用経験のない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に助成	対象者1人目を雇用した場合に限り、100万円	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業基盤人材確保助成金	中小企業労働力確保法における改善計画の認定を受けた中小企業事業主が、認定計画に基づき健康・環境分野等に該当する事業への新分野進出等の基盤となる人材を雇い入れた場合に助成	対象者1人につき、140万円、最大5人まで。	都道府県労働局 ハローワーク

2. 労働者の雇用を維持する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
中小企業緊急雇用安定助成金	景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、出向を行って労働者の雇用を維持した場合、かかった費用の一部を助成	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の4/5 (教育訓練を行った場合は訓練費を上乗せ) 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の4/5	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業定年引上げ等奨励金	65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止等を実施した中小企業事業主に対して助成	企業規模や導入した制度に応じ、20～120万円を支給	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター雇用支援課等(都道府県高齢・障害者雇用支援センター)

3. 再就職支援等を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
労働移動支援助成金 (再就職支援給付金)	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者や、定年等により離職が予定されている高齢者等のうち、再就職を希望する方へ求職活動のための休暇を1日以上与え、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うとともに、再就職に係る支援を職業紹介事業者へ委託し、再就職が実現した中小企業事業主に対して助成	委託費用の1/2(対象被保険者が55歳以上の場合は2/3) 上限40万円、300人分を限度	都道府県労働局 ハローワーク

4. 労働者の能力開発を行う場合の支援

平成 24 年 4 月 1 日現在

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
キャリア形成促進助成金	雇用する労働者を対象として、職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発の支援を行う事業主に対して、賃金及び訓練経費の一部を助成	【労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 労働者の職業訓練等（座学）に要した経費・賃金の1/3 短時間労働者の職業訓練等（座学）に要した経費・賃金の1/2 労働者の自発的な職業訓練に要した経費・賃金の1/2 （注）東日本大震災復興対策の特例措置が適用される場合は、助成率が異なります。 【認定中小企業者等（中小労働法）の事業主が労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 職業訓練等に要した経費・賃金の1/2 （労働者の自発的な職業能力開発については1/2を助成）	都道府県労働局
成長分野等人材育成支援事業	健康、環境分野等の事業を行う事業主が、期間の定めのない労働者の雇入れ等を行い、Off-JTを実施した場合に、訓練費の実費相当を支給 （震災対応分） 東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合に、業種を問わず訓練費を助成（OJTも助成対象） （県外高度訓練（震災対応）分） 被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、事業主が負担した受講料や住居費の一部を助成。 （移籍特例分） 健康、環境分野等の事業を行う事業主が、健康、環境分野等以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、職業訓練を行う場合に、OJTも含めて訓練費を助成	1訓練コースにつき、対象労働者1人当たり20万円を上限として支給 （中小企業が大学院を利用した場合には、上限額が50万円） （震災対応分） Off-JTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成（1コースあたりの上限額は20万円（※）、1人あたり3コースまで） ※大学院をOff-JTで利用した場合には、上限額が50万円 （県外高度訓練分） 授業料等の実費相当及び住居費の3分の2を助成。 1人あたり90万円（授業料等50万円、住居費40万円）を1年間の上限。 （移籍特例分） Off-JTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成（1コースあたりの上限額は20万円（※）、1人あたり3コースまで） ※大学院をOff-JTで利用した場合には、上限額が50万円	都道府県労働局 ハローワーク

5. 労働者の雇用管理改善を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
均衡待遇・正社員化推進奨励金	事業主が、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度等、パートタイム労働者又は有期契約労働者と正社員との均衡待遇推進等のために制度を導入・運用し、制度の対象者が出た場合に助成	【正社員転換制度を導入した場合】 ・新たに転換制度を導入し、実際に1人以上転換した場合、一事業主当たり30万円（中小企業事業主には40万円） ・制度導入から2年以内に2人以上転換した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円（中小企業事業主には20万円）、母子家庭の母等の場合は25万円（中小企業事業主には30万円） 【共通の処遇制度を導入した場合】 一事業主当たり50万円（中小企業事業主には60万円） 【共通の教育訓練制度を導入した場合】 一事業主当たり30万円（中小企業事業主には40万円） 【短時間正社員制度を導入した場合】 ・新たに制度を導入し、1人以上の支給対象労働者に適用した場合、一事業主当たり30万円（中小規模事業主には40万円） ・制度導入から5年以内に、2人以上に適用した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円（中小規模事業主には20万円）、母子家庭の母等の場合は25万円（中小規模事業主には30万円）	都道府県労働局

6. 仕事と家庭の両立支援等に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
両立支援助成金	一定基準を満たす事業所内保育施設の設定、運営、増築若しくは建て替え又は保育用具の購入を行った事業主又は事業主団体に対して、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を支給するとともに、子育て期における短時間勤務制度を導入し、労働者に当該制度を利用させた事業主に対して、子育て期短時間勤務支援助成金を支給する。	【事業所内労働者のための保育施設を設置・運営した場合等】 設置に要する費用の2/3（2,300万円限度） 運営に要する費用の1～5年目2/3、6～10年目1/3（運営形態等により限度額を設定） 増築又は建替えに要する費用の1/2（増築1,150万円限度、建替え2,300万円限度） 保育用具等購入に要する費用から自己負担金10万円を控除した額（40万円限度） 【子育て期（子が小学校3年生まで）の労働者が利用できる短時間勤務制度（1日の所定労働時間を短縮する制度等）の導入・利用促進に向けた取組を行い、利用者が年12回以上】 100人以下企業 1人目40万円、2～5人目15万円 101人以上企業 1人目30万円、2～10人目10万円	都道府県労働局
中小企業両立支援助成金	働き続けながら子の養育又は家族の介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度を導入し、利用を促進した中小企業事業主等	【育児休業取得者に対し、代替要員を確保し、原職等に復帰させた場合】 15万円 【育児又は介護休業取得者がスムーズに現場に復帰できるようなプログラムを実施した場合】 1人当たり21万円限度 【育児休業取得者を原職等に復帰させ、一年以上継続雇用し、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施した場合】 1人目40万円、2～5人目15万円 【初めて育児休業を取得した労働者が平成18年4月1日以降に出た事業主が一定の要件を備えた育児休業を実施した場合】 1人目70万円、2～5人目50万円	都道府県労働局

7. 労働条件の改善に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
介護労働環境向上奨励金	【介護福祉機器等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行った場合に費用の一部を助成 【雇用管理制度等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、雇用管理制度等を導入し、適切かつ効果的に実施した場合に費用の一部を助成	【介護福祉機器等助成】 新たに導入した機器の導入・運用に要した費用の1/2（1事業主あたりの上限は300万円） 【雇用管理制度等助成】 導入した制度等の導入に要した費用の1/2（導入する制度の内容ごとに上限額を設定。1事業主あたりの上限は100万円）	都道府県労働局 ハローワーク

8. 中小企業を創業する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
地域再生中小企業創業助成金（地域雇用開発助成金）	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域（21道県）において、当該地域における重点分野に該当する事業分野で創業し、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として2人以上雇入れた事業主に対する助成	【10道県：北海道、青森、岩手、秋田、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島及び沖縄県】 創業経費の合計額の1/2を支給、雇入れ奨励金として1人当たり60万円を支給（100人分まで限度） 【11県：宮城、山形、福島、奈良、和歌山、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀及び大分県】 創業経費の合計額の1/3を支給、雇入れ奨励金として1人当たり30万円を支給（100人分まで限度）。	道県労働局 ハローワーク

（注1）各助成金には、それぞれ受給するための要件があります。また、受給できる金額には、上限がある場合があります。詳しくは、上記の各問合せ先にご確認ください。
（注2）中小企業向けの助成金はこれ以外にもあります。詳しくは都道府県労働局・ハローワークにご確認ください。

協同組合

1. 金融事業のご案内

1. 建設工事資金融資制度の概要・流れ

利用できる対象工事

県（特定・経常 J Vを含む）・市町村・公社等
国・公団・事業団等 } の発注した公共工事

- ① 元請が、発注者から将来受け取る工事請負代金の債権を協同組合に譲渡する。
- ② 元請が、発注者に対して債権譲渡の承諾申請を行う。
- ③ 元請が工事請負代金の債権を協同組合に譲渡することに対し、発注者が承諾を行う。
- ④ 協同組合は、当該譲渡債権を担保とし、出来高の範囲内で元請に融資する。
- ⑤ 協同組合は、発注者に対して譲り受けた工事請負代金の請求をする。
- ⑥ 発注者は、債権譲受人である協同組合に工事代金を支払う。

2. 制度の手続き

- 所定の債権譲渡契約書、借入申込書等を提出していただくだけです。
必要書類用紙は、各地区（市）建設業協会にございます。
- 貸付金利は、貸付け金額に応じ、年 2.2%～2.85%です。
※事務手数料 0.07%～0.15% が加算されます。金利は情勢により変動します。

貸 付 金 額	500万以下	500万超～ 2,000万以下	2,000万超～ 3,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	1 億円超
金 利	2.20%	2.85%	2.85%	2.85%	2.60%	2.50%
事務手数料	0.15%	0.14%	0.13%	0.12%	0.08%	0.07%

3. 制度の特色

- *早い 借入申込後、数日で貸付けが受けられます。
- *便利 出来高の範囲内で、必要な時に必要な額を何度でも貸付が受けられます。

県・宮崎市・串間市・小林市・えびの市
上記の発注工事については保証人不要です。
県発注の手続き書類と同様になります。（工事履行報告書の提出が必須。）

H Pにも詳しく記載しています。ご不明な点等がございましたらお問合せください。

宮崎県建設事業協同組合

〒 880-0805 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 9 - 1 9 宮崎県建設会館 2 階
TEL.0985-23-3691 FAX.0985-23-3599
URL <http://www.mk-net.or.jp> E-mail info@mk-net.or.jp

技 士 会

1. 平成25年度 1 級（学科）・2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

近年、1 級・2 級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により 1 級・2 級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を開催しています。

講習会は、財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

平成25年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備をお願いします。

日 程	1 級学科講習 6日間
	平成25年5月15日（水）～5月17日（金）
	平成25年5月29日（水）～5月31日（金）
	2 級学科講習 6日間
	平成25年7月17日（水）～7月19日（金）
	平成25年7月24日（水）～7月26日（金）
場 所	宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

2. 平成25年度 1・2 級土木施工管理技術検定試験の願書 受付について（お知らせ）

平成25年度の 1・2 級土木施工管理技術検定試験の受付が始まります。受付期間が短いので、手続きをお忘れないように早めに準備してください。

この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと、土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者になることができる土木施工管理技士の資格を取得することができます。

受付期間	1 級 平成25年 4 月 1 日（月） ～ 4 月15日（月）
	2 級 平成25年 4 月12日（金） ～ 4 月26日（金）

詳しくは（一財）全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

3. 2級土木施工管理技術検定の合格発表

平成24年10月28日（日）に実施されました2級土木施工管理技術検定の合格発表が、平成25年2月7日にありました。

全国の会場で28,085名が受験し、6,725名が合格、合格率23.9%、と昨年に比べ合格率が若干上昇しました。鹿児島会場は、受験者966名、合格者250名、合格率は全国平均より若干高い、25.9%でした。

（一財）全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。合格された方は、九州地方整備局長に対し、技術検定合格証明書の交付手付きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

平成24年度 2級土木施工管理技術検定 実施状況

●実施状況：（平成24年10月28日実施 全国19地区40会場）

試験地	学 科 試 験			実 地 試 験			学科試験のみ 合格者数
	出席者数	合格者数	合格率 (%)	出席者数	合格者数	合格率 (%)	
札幌	1,035	590	57.0	1,057	275	26.0	409
釧路	251	124	49.4	228	38	16.7	99
青森	642	328	51.1	485	130	26.8	244
仙台	2,356	1,263	53.6	1,958	483	24.7	912
秋田	459	224	48.8	400	96	24.0	155
東京	6,430	3,565	55.4	6,799	1,675	24.6	2,486
新潟	1,174	616	52.5	1,160	334	28.8	395
富山	919	501	54.5	799	208	26.0	350
静岡	828	429	51.8	801	190	23.7	297
名古屋	2,729	1,451	53.2	2,696	695	25.8	1,040
大阪	3,518	1,890	53.7	3,609	743	20.6	1,366
松江	475	249	52.4	450	104	23.1	180
岡山	869	451	51.9	834	194	23.3	300
広島	1,021	569	55.7	1,079	258	23.9	416
高松	928	476	51.3	865	166	19.2	377
高知	333	166	49.8	286	73	25.5	117
福岡	3,433	1,730	50.4	3,209	741	23.1	1,226
鹿児島	1,105	586	53.0	966	250	25.9	413
那覇	434	191	44.0	404	72	17.8	147
計	28,939	15,399	53.2	28,085	6,725	23.9	10,929

4. 平成25年度監理技術者講習の日程のお知らせ

監理技術者講習につきましては、国土交通省で議論がなされていますが、現行の建設業法では講習受講修了証が必要なため、平成25年度も技士会主催講習を下記のとおり実施します。平成25年度は、会場が宮崎県建設会館となっています。

日 程	場 所
平成25年 5 月14日（火）	宮 崎 県 建 設 会 館
平成25年 8 月 1 日（木）	〃
平成25年11月20日（水）	〃

「監理技術者講習」につきましては、平成22年 5 月の「事業仕分け」において、「監理技術者資格者証」の交付の廃止と義務として「監理技術者講習」の廃止が出されました。

これを受けて国交省は「技術者制度検討会」を設置して技術者制度のあり方全般について検討を行い、必要な資格等を有し雇用関係の明確な技術者を専任制も含めて発注者が容易にアクセスし確認できるしくみとして「技術者データベース」の整備を打ち出しています。

この技術者データベースには、今まで「監理技術者資格者証」に記載されていた項目のほか、過去の工事実績や海外工事の実績、民間資格や継続教育（CPD）の記録なども含めることのほか、主任技術者についても任意ではあるが、登録することなどが検討されることになっています。

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格証の交付を受ける必要があります。

建 退 共

1. 建退共Q & A（退職金の請求）

Q 1 退職金の請求ができるのはどのような場合で、その手続きは。

A 建退共制度の退職金は、加入している労働者（被共済者）が建設業で働かなくなったときや、独立して事業を始めたときなどの場合（請求事由）に請求することができます。ただし、手帳に貼付された共済証紙の合計（掛金助成50日分を含む）が24月（500日）以上（被共済者死亡の場合は12月（250日））が必要です。

（請求できる場合）

労働者（被共済者）が

- 1 独立して仕事を始めた。
- 2 無職になった。
- 3 建設関係以外の事業主に雇われた。
- 4 建設関係の事業所の社員や職員になった（事業主になった場合も含む）。
- 5 けが又は病気のため仕事ができなくなった。
- 6 満55歳以上になった。
- 7 死亡した。

（請求できる人）

退職金を請求することができるのは、共済手帳に記載されている労働者本人（またはその遺族）に限られていますので、労働者自身で請求手続きをしていただくことになります。

事業主から、「会社から直接本人に渡してあげたい」とのお問い合わせがありますが、事業主が請求したり、退職金を受け取ったりすることはできません。

（請求手続き）

請求手続きは、労働者本人（手帳の名義人）が、「退職金請求書」（様式第007号）に、「共済手帳」（現在使っているもの）、「住民票」（原本）を添えて、建退共宮崎県支部に提出（郵送の場合は簡易書留）してください。

振込み先は、請求書に記載された本人名義の口座（金融機関の確認印が必要）です。

請求書を提出してから本人の口座に振り込まれるまでに約1か月ほどかかります（2～3日前にハガキで通知があります）。

なお、本人に対しては、退職金を受領した旨を事業主へ連絡するようお願いしています。

Q 2 労働者（被共済者）が会社（共済契約者）に多大な損害を与えたので、退職金の不支給または減額の措置はできませんか。

A 中小企業退職金共済法に基づき不支給にはできませんが、事業主（共済契約者）から申し出があり、厚生労働大臣が認めた場合は、減額して支給することはできます。

事業主は、認定を受けようとするときは、労働者の退職事由が中小企業退職金共済法施行規則第18条で定める基準（横領などの刑罰法規、会社への重大な損害、秘密漏洩など）に該当することを明らかにした「退職金減額認定申請書」を労働者が退職した日の翌日から起算して二十日以内に厚生労働大臣に提出する必要があります。

★建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ）★
★お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ）★

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (12月の状況)
	社	名		冊	件	千円	千円
12月末計	3,001	47,669	前年度累計	391,458	44,192	26,232,759	112,514,713
加 入	8	133	当 月 分	677	52	43,065	54,432
脱 退	10	51	24 年 度 分	7,023	1,036	876,398	492,392
1月末計	2,999	47,751	累 計	398,481	45,228	27,109,157	113,007,105

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（1月分）

1. 適 用

(平成25年1月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
305 社	3,582	546	4,128

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成24年度）

(金額:円)

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	26	10,216,000	271	81,020,900
	失 権 者	4	645,300	93	14,076,700
選 択 一 時 金		15	12,438,200	96	70,487,900
脱 退 一 時 金 (企業年金連合会移換を含む)		13	1,900,200	211	30,012,000
遺 族 一 時 金		0	0	4	1,487,000

(2) 年金受給権者数

(金額:円)

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
5,870	1,238,631,800	5,777	1,192,212,700	45	28,221,500	48	18,197,600

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	14,870,819,241 円
----------	------------------

建 災 防

1. 建設業年末一斉監督指導結果について（宮崎労働局発表）

宮崎労働局（局長 こばやしやすき 小林泰樹）においては、建設業の労働災害防止の取組として、平成24年12月1日から同25年1月31日までの年末年始の期間、「年末年始建設業労働災害防止強調運動」を展開して、労働災害の中でも死亡災害や重大災害の発生が多い建設業の労働災害防止に重点的に取り組んだところです。また、県内の労働基準監督署においては、平成24年12月3日から同月14日にかけて、

- 安全管理体制の整備、足場からの墜落・転落災害の防止
- 建設重機災害の防止
- 崩壊・倒壊災害の防止

を重点として、建設現場に対して集中的に監督指導を実施したところです。その結果、121の建設現場のうち54現場（44.6%）において労働安全衛生法令に違反が認められました。

1 監督指導結果

(1) 約45%の建設工事現場に法令違反

上記の期間中に監督指導を実施した宮崎県内の建設工事現場121現場のうち、54現場（44.6%）において、何らかの労働安全衛生法令に違反が認められました。

工事種別毎の違反率は、土木工事が30%、建築工事が69%であり、建築工事現場での違反率が高くなっています。

(2) 足場・作業床の墜落防止措置に関する法令違反が最多

法令違反が最も多かったのは、足場からの墜落・転落防止に問題を有するもので、41件ありました。

労働安全衛生法においては、高さ2メートル以上の場所で作業するときには墜落による危険を防止するために、足場や手すり等を設置することにより墜落防止措置を講ずる必要があります。それらが設置されていなかったり、法令で定める措置を講じていない場合には法令違反となります。

法令違反が次に多かったのは、建設重機災害の防止に関する措置に問題を有するもので、9件ありました。

建設重機で作業を行う場合には、あらかじめ災害防止の観点から作業計画を策定する必要がありますが、これを定めていなかったり、重機を法令で定める用途以外に使用する場合には法令違反となります。

また、クレーン作業に係る法令違反については、クレーン運転の資格を有していない者に作業を行わせたものが1件、同時に玉掛作業の資格を有していない者に作業を行わせたものが1件ありました。

(3) 9つの建設工事現場で行政処分

作業停止、立入禁止等の行政処分を行ったものは9現場ありました。

※工事現場で行う行政処分とは、作業停止、立入禁止、使用停止等の処分を労働基準監督署長の権限において行うもの。

2 宮崎労働局における今後の取組

平成24年11月末現在の県内の建設業における労働災害による休業4日以上死傷者数は平成23年より増加しており、今年はすでに1件の死亡事故が発生していること。

- ・足場を設置することが困難な建築物の屋根・はり等からの墜落や転落及び建設重機類による労働災害が多発する傾向となっていること。
- ・今回の監督指導結果から、死亡・重大災害に直結する墜落防止措置に関する法違反や、建設機械等に関する措置の法違反が依然として多数の現場で認められ、行政処分を行ったこと。
- ・県内の建設工事において比重の高い公共土木建設工事が、年度末にかけて施工の最盛期を迎えること。

以上を踏まえて宮崎労働局及び管内の労働基準監督署では、引き続き建設業に対する労働災害防止に関する指導を徹底することとしています。

2. 平成24年度建設業年度末労働災害防止強調月間について

- ＊ 実施期間：平成25年3月1日～3月31日
- ＊ 主 唱：建設業労働災害防止協会
- ＊ 後 援：厚生労働省・国土交通省

「重点事項」

- 1 経営トップ等による年度末安全パトロールの実施
- 2 リスクアセスメントの確実な実施
 - (1) 施工計画（作業計画を含む）の作成時にリスクアセスメントの確実な実施
 - (2) リスクアセスメントによるリスク低減措置の工事安全衛生計画、作業計画・手順、工程打合せへの反映と実施
- 3 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入、実施
- 4 三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）防止対策の徹底
 - (1) 墜落・転落災害の防止
 - ① 災害墜落のおそれがある箇所で行うときは、足場を組み立てる等により作業床の設置、作業床の設置が困難な場合は、安全ネットを張り、安全帯の使用の徹底
 - ② 足場からの墜落災害防止に関する「より安全な措置」の実施
(足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（基発第0209代1号、平成24年2月9日）)
 - ・手すり先行工法の採用
 - ・「わく組足場」は、「上さん」を、「わく組足場以外」は「幅木」を追加、建地間隔と床材の幅は同じとし、すき間をつくらぬよう床材の設置等、より安全な措置の実施
 - ・足場組立て等作業主任者能力向上教育受講者等の十分な知識と経験がある点検者による足場の点検の確実な実施
 - (2) 建設機械・クレーン等災害の防止
 - ① 車両系建設機械による作業は、作業場所の地形等の調査に基づく運行経路、作業方法、立入禁止措置等の接触・転倒防止措置を盛り込んだ作業計画の作成と実施
 - ② 建設機械、クレーンの運転および玉掛け作業について、有資格者の配置
 - (3) 倒壊・崩壊災害の防止
 - ① 建築物等の解体工事は、構造物の状況等の調査に基づく作業順序、切断方法、控え・補強用支柱等の設置方法等の危険防止措置を盛り込んだ作業計画の作成と実施
 - ② 地山の掘削作業は、作業箇所等の事前調査に基づく作業方法、土止め措置等を盛り込んだ作業計画の作成と実施

5 不安全行動による災害防止対策の徹底

- (1) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」等の積極的な実施
- (2) 安全帯、防じんマスク等適切な保護具の着用、使用の徹底
- (3) 「近道・省略行為」防止の徹底
- (4) 「送り出し教育」、「新規入場時教育」等の安全衛生教育実施の徹底
- (5) 「見える」安全活動の活用（厚生労働省・あんぜんプロジェクトサイト）

6 交通労働災害防止対策の徹底

- (1) 運転者に対する交通安全教育、長時間継続した運転の禁止等の交通安全管理の実施
- (2) 現場へのマイクロバス等の送迎使用は、安全な運行経路の選定、所要時間を考慮した運行計画の作成、作業終了後に運転する者に対する休養への配慮
- (3) 工事用車両等の運行については、事前の安全な運行経路の選定、現場内での速度制限・安全標識設置等の計画の作成と実施
- (4) 運転者の定期健康診断の実施状況および運転前等の健康状態の把握

7 安全衛生教育の推進

- (1) 統括安全衛生責任者、職長・安全衛生責任者、および安全管理者等の管理監督者に対するリスクアセスメントを含む安全衛生教育の実施
- (2) 足場の組立て等作業主任者等に対する能力向上教育、および危険有害業務従事者に対する安全衛生教育および建設従事者教育の実施
- (3) 酸素欠乏症等危険作業、各種電動機械工具の取扱い作業等の従事者に対する特別教育および特別教育に準ずる教育の実施

8 石綿障害予防対策

- (1) 建築物等の解体等の作業は、建材の石綿等使用の有無を事前調査により確認
- (2) 事前調査結果に基づく石綿含有建材の状態に応じた作業計画の作成と除去作業の実施
（平成 24 年厚生労働大臣公示「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に対応した「石綿粉じんばく露防止マニュアル」の活用）
- (3) 石綿等を取り扱う作業は、石綿作業主任者の選任とその直接指揮による作業の実施
- (4) 作業内容に応じた呼吸用保護具、保護衣等の使用

9 健康管理の徹底

- (1) 作業者の健康状態の把握と適正な配置、および心身両面にわたる健康・快適職場づくりの実施
- (2) 過重労働等による健康障害の防止のため、医師による面接指導等の実施

10 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底

復旧・復興工事においては、前記 1～9 の重点事項に加え、次の事項の徹底を図る。また、協会が実施する現場巡回指導等、安全衛生相談、新規参入者教育等の支援事業を活用する。

- (1) 特定元方事業者による統括安全衛生管理の徹底
- (2) 作業の種類に応じた作業主任者、作業指揮者の選任
- (3) 除染特別区域等の復旧・復興工事における放射線被ばく防止対策の実施

火薬保安協会

1. 平成25年の火薬類保安講習会の開催について

平成25年の火薬関係の各種保安講習会は、下記の日程で開催を予定しています。

- 保安手帳の6ページ右端欄の次回受講期限日が、「平成25年中」と記入されている方は、平成25年中に保安教育を受講しなければ保安手帳の効力が失効します。
- 受講申込は、所定の申込用紙で事前に宮崎県火薬保安協会へ申し込んでください。
申込用紙は、4月上旬に各会員事業所や各地区（市）建設業協会等へ送付予定です。
- 申込会場が、会場定員を超えたときは、他の講習会場へ変更していただくことがあります。
- 台風災害、講習会場の都合、その他の事由で急きょ会場や日程を変更することがあります。
- 保安手帳の失効者は、再教育講習を受講して、従事者手帳の失効者は、従事者講習を受講して新たに手帳の交付申請をしていただくことになります。

各種講習会日程

開催月日	曜	会場	講習会種別	開始時間
5月23日	木	小林地区建設会館	責任者、従事者	13:00～
6月4日	火	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～
6月18日	火	都城建設会館	責任者、従事者	13:00～
7月22日	月	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	09:00～
7月23日	火	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	09:00～
8月7日	水	高千穂建設会館	責任者、従事者	13:00～
8月8日	木	日向建設会館	責任者、従事者	10:30～
8月22日	木	延岡建設会館	責任者、従事者	13:00～
9月12日	木	日南建設会館	責任者、従事者	13:00～
9月26日	木	高鍋町中央公民館老人福祉センター	責任者、従事者	13:00～
10月10日	木	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～
10月29日	火	高千穂建設会館	責任者、従事者	13:00～
10月30日	水	日向建設会館	責任者、従事者	10:30～
11月14日	木	西都建設会館	責任者、従事者	13:00～
12月12日	木	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～

※ 再教育（総合）講習会の講習開始時間は、10:00です。

※ 宮崎県建設会館での責任者、従事者講習の開始時間は、13:00です。

宮崎県建設会館には、会館内の各事務所の一般来客用の駐車場しかありませんので、講習受講者は、必ず周辺の有料駐車場をご利用ください。

※ 日向建設会館での責任者、従事者講習の開始時間は、10:30です。

※ 詳細は、宮崎県火薬保安協会（電話0985-25-4678）にお尋ねください。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（1月分）

西日本建設業保証㈱

宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成24年度	395	▲18.2%	11,184	25.9%	3,879	▲3.3%	115,919	9.6%
平成23年度	483	0.8%	8,883	▲12.2%	4,011	1.0%	105,814	▲15.3%
平成22年度	479	▲10.3%	10,121	10.3%	3,971	▲15.6%	124,949	▲7.3%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

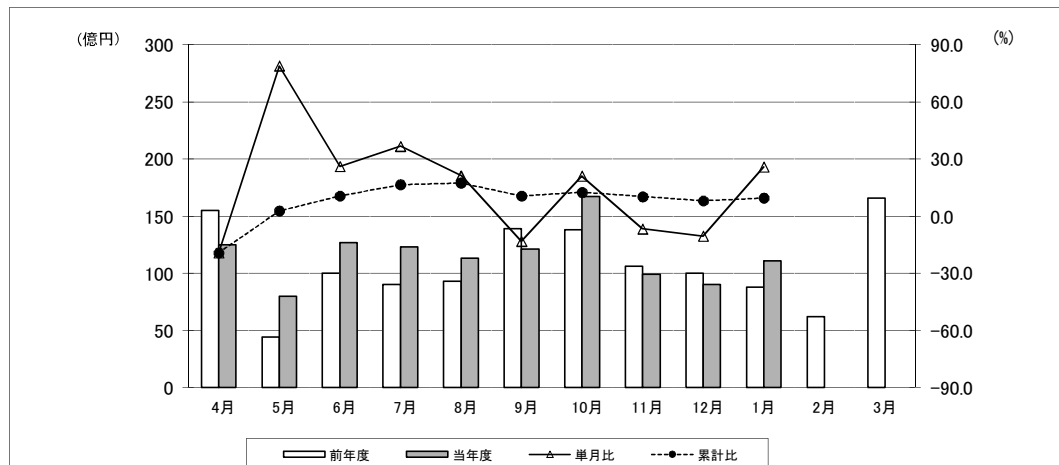
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	17	▲10.5%	4,924	200.0%	327	23.4%	31,911	49.1%
独立行政法人等	2	▲50.0%	72	▲88.2%	52	18.2%	13,606	2.7%
県	149	▲20.3%	2,972	▲28.8%	1,293	▲7.0%	34,734	0.5%
市 町 村	225	▲17.0%	3,199	38.2%	2,159	▲5.2%	33,565	0.3%
その他の	2	0.0%	14	▲88.8%	48	45.5%	2,102	▲33.0%
計	395	▲18.2%	11,184	25.9%	3,879	▲3.3%	115,919	9.6%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	101	14.8%	3,781	53.3%	831	0.5%	27,931	12.2%
高 岡	3	▲72.7%	56	▲62.2%	96	▲27.3%	1,227	▲36.9%
西 都	29	61.1%	434	115.2%	205	6.2%	3,943	3.9%
高 鍋	24	60.0%	591	180.9%	211	▲0.5%	9,651	24.3%
日 南	18	▲51.4%	1,865	336.6%	254	▲4.2%	7,553	69.3%
串 間	7	▲30.0%	166	37.8%	173	33.1%	2,646	19.8%
都 城	53	▲5.4%	839	▲32.4%	463	▲10.1%	9,487	▲15.6%
小 林	35	▲45.3%	563	2.6%	408	▲2.2%	8,727	27.7%
日 向	45	▲43.0%	726	▲33.1%	519	▲6.7%	22,782	25.3%
延 岡	46	▲16.4%	1,754	▲11.0%	381	▲7.5%	17,317	▲13.4%
西 臼 杵	34	▲32.0%	404	▲12.0%	338	▲4.0%	4,650	3.6%
計	395	▲18.2%	11,184	25.9%	3,879	▲3.3%	115,919	9.6%

< 月別請負金額（前払保証分） >



2. 中間前払金制度のご案内

～年度末の資金繰りに
一括現金扱の中間前払金をご活用下さい～

中間前払金とは当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。
工期が2分の1を経過し、出来高が50%以上になったときに請求することができます。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、串間市、西都市、三股町、高鍋町、国富町、綾町、新富町、木城町、川南町、都農町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、国土交通省、農林水産省など。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例:中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。
中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書(申請書)」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成24年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成25年1月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率(件数)	増減率(請負金額)
国土交通省	6	964,362	50.0%	10.6%
国立大学法人	10	3,453,607	150.0%	▲14.3%
宮崎県	116	5,691,330	▲8.7%	▲13.3%
宮崎市	41	1,700,013	▲10.9%	7.4%
都城市	18	904,770	▲25.0%	▲57.2%
延岡市	26	648,867	13.0%	▲51.4%
日南市	2	38,955	<	<
小林市	5	85,431	▲28.6%	▲8.5%
串間市	1	23,761	<	<
えびの市	3	31,500	<	<
美郷町	3	96,285	200.0%	228.9%
椎葉村	2	64,785	100.0%	161.4%
その他	2	81,858	▲33.3%	▲90.1%
計	235	13,785,528	▲3.7%	▲21.5%

●問い合わせ先：西日本建設業保証（株）宮崎支店
電話 0985-24-5656 FAX 0985-20-1167
URL <http://www.wjcs.net/>

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

建設共済

法定外労災補償制度

建設共済と
ともに歩き、
ともに築く。

労災上乗せ補償から、奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>